

恵庭市介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症に備えた支援に関する要綱の策定について

1. 概要

介護保険サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染が発生し、職員や利用者が感染するなどして、当該事業所の職員や物資に不足が生じた場合に、本事業に賛同した事前登録事業者からの支援体制の構築について要綱を定めました。

2. 目的

北海道が実施する介護職員等派遣事業による支援が開始されるまでの期間において、地域の関係機関の連携による人的及び物的支援を行います。

3. 支援の内容

1) 職員派遣

新型コロナウイルス感染による職員不足に対し、登録事業所による、主に施設外での支援（買い物などを想定）が可能な職員の派遣調整

2) 物資の提供

新型コロナウイルス感染により不足した衛生用品などの物資の提供の調整

3) 感染症発生施設利用者の受け入れ体制

新型コロナウイルス感染が発生した施設の利用者の内、陰性が確認された利用者の受け入れ可否の調整

4) 新型コロナウイルス感染に関する情報交換

新型コロナウイルス感染の状況を、登録施設のみが閲覧できるホームページにおいて公開

上記の支援内容については登録施設の相互援助を調整するものとなります。
現段階においては、提供を確約するものではありません。
ご理解をお願いいたします。